

## 議案第 6 3 号

南丹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日 提出

南丹市長 西村 好高

南丹市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「基準府令」という。）で使用する用語の例による。

(暴力団員等の排除)

第 3 条 特定乳児等通園支援事業所の管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例（平成 23 年南丹市条例第 26 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員であってはならない。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 4 条 前条に定めるもののほか、第 1 条の基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第 5 条の条例で定める日）

- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 7 年政令第 343 号）第 5 条の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。